

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
6級	(1) 課長、室長、館長、局長、所長及び徴収統括監の職務 (2) 参事、防災監及び技監の職務	23	9.5%	課長 室長 局長 所長 参事(特定任期付2級含む) 防災監(特定任期付2級)	14 1 2 1 4 1	23	9.5%	課長級
				計	23			
5級	(1) 課長補佐、副室長、局長補佐、副所長 検査官及び検査監の職務 (2) 園長の職務	17	7.1%	課長補佐 局長補佐 副所長 検査監 園長	11 2 1 1 2	17	7.1%	課長補佐級
				計	17			
4級	(1) 主幹の職務 (2) 係長の職務 (3) センター長の職務 (4) 主査の職務 (5) 副園長及び教頭の職務 (6) 主幹保育教諭、主任保育士及び主任教諭の職務 (7) 主任管理栄養士及び主任栄養士の職務 (8) 主任保健師の職務 (9) 主任司書の職務 (10) 指導主事の職務	52	21.6%	主幹 係長 センター長 主査 副園長 主幹保育教諭 主任保育士 主任栄養士 指導主事 主任水道技師	1 26 1 11 2 4 3 1 1 2	52	21.6%	係長級
				計	52			
3級	(1) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事 及び技師の職務 (2) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務士、 運転士及び調理士の職務 (4) 業務主任、主任用務員及び調理主任の職務	38	15.8%	主事 技師 保育士 保育教諭 保健師 業務士 運転士 業務主任	21 3 1 3 3 5 1 1			
				計	38			
2級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務 (4) 業務士の職務	67	27.8%	主事 技師 保育教諭 保育士 用務員 調理員	51 5 4 4 2 1	149	61.8%	係員級
				計	67			
1級	(1) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び 技師の職務 (2) 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う 社会教育主事、社会福祉主事、保育教諭、保育士、 教諭、管理栄養士、栄養士、保健師及び司書の職務 (3) 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う業務員、 用務員、運転手及び調理員の職務	44	18.2%	主事 技師 保育教諭 保育士 管理栄養士 業務員	36 1 4 1 1 1			
				計	44			
		241	100%			241	241	100%